

○湯河原町真鶴町衛生組合の臨時的に任用された職員の分限に関する条例

昭和52年2月1日

条例第10号

改正 令和2年3月23日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の2第2項の規定に基づき、臨時的に任用された職員（以下「職員」という。）の分限に関し、必要な事項を定める。

(分限)

第2条 任命権者は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又これに堪えられない場合
- (3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- (5) 天災地変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となつた場合
- (6) 刑事事件に関し起訴された場合
- (7) 法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。